

令和5年第3回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和5年3月31日(金) 13時50分				
出席委員 (17名)	2番	中 園 真 一			
	3番	相 良 悟			
	4番	鎌 田 陽 一			
	5番	中 村 優 志			
	6番	田 代 一 友			
	7番	松 下 さえ子	(会長職務代理者)		
	8番	有 村 啓 太			
	10番	上 原 雄 二			
	11番	清 水 和 子			
	12番	岡 村 勝 敏			
	13番	山之内 悟			
	14番	笹 峯 久 雄			
	15番	大 山 茂 美			
	16番	長 崎 恵里子			
	17番	今 村 浩 一			
	18番	常 盤 信 一			
	19番	槐 島 睦 夫	(会 長)		
欠席委員 (2名)	1番	二月田 努			
	9番	東 鶴 昭 雄			
事 務 局 振興農地グル ープ	事務局長	堀ノ内 敬久	主幹兼グループ長	下久保 弘	サブリーダー 中村 真貴子
	主 査	藤原 卓也	主 査	剥岩 泰三	主 査 徳永 香理
	主任主事	水迫 時巳	主 事	鶴瀬 祐樹	
議事日程	<p>「諸般の報告」「事務局報告」</p> <p>1「農地利用変更届」について</p> <p>2「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・農地中間管理権の設定)の意見決定」について</p> <p>3「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>4「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出の意見決定」について</p> <p>5「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>6「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>7「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について</p> <p>8「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について</p>				

開 会 13時50分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	<p>令和5年第3回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。</p> <p>本日の総会につきましても、マスクの着用や換気など、感染防止対策を講じて進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>まず、本日の出席農業委員ですが、1番委員と9番委員より欠席届が出されておりますので17名となっております。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布いた</p>

	しました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は 11 番委員と 12 番委員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	それでは、事務局報告が終わりましたのでさっそく議事に入ります。

△ 議案第 1 号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	まず、議案第 1 号「農地利用変更届」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が 1 件提出されておりますので審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。隼人 1 を 5 番委員。
5 番委員	はい。隼人 1 を報告いたします。届出地は真孝公民館の南西に位置しており、現況は田である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は、表土を剥ぎ取り、シラスで 1m 盛土を行い、剥ぎ取った表土を敷きならすものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上報告いたします。
議長（会長）	はい。調査委員による報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等がございますでしょうか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 1 号「農地利用変更届」については、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって本案件は、受理することに決定をいたしました。

△ 議案第 2 号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第 2 号「農用地利用集積計画の意見決定」についてを議題といたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転 3 件、利用権設定 78 件、中間管理権の設定 6 件、合計 87 件について、市長より意見を求められております。また、農地法第 18 条第 6 項の解約通知が 16 件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項農用地利用集積計画の意見決定」につきまして報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転 3 件、筆数 5 筆、面積 4,729 ㎡。利用権設定 78 件、筆数 123 筆、面積 196,639 ㎡。中間管理権設定 6 件、筆数 8 筆、面積 6,596 ㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているため、妥当と判断されたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。



	<p>ので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められます。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 19,541 m<sup>2</sup>で下限面積要件を満たしております。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。</p>
議長（会長）	次に、横川 5 を 9 番に代わり 12 番委員。
12 番委員	<p>3 号 5 番を 9 番委員に代わり報告します。申請地は横伏敷地区拠点施設の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 21,122 m<sup>2</sup>で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上報告します。</p>
議長（会長）	次に、牧園 6 から 8 までを 16 番委員。
16 番委員	<p>はい。3 号 6 番と 7 番は受人が同じ方ですので、一括で報告いたします。</p> <p>申請地は塩浸自治公民館の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 2,569 m<sup>2</sup>で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。因みに、6 番と 7 番の申請地は、隣に位置しております。</p> <p>続きまして 3 号 8 番について報告いたします。申請地は持松小学校の北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 7,065 m<sup>2</sup>で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。</p>
議長（会長）	次に、霧島 9、10 を 6 番委員。
6 番委員	<p>はい。9 番と 10 番は受人が同一と隣接地になりますので、同時報告をさせていただきます。</p> <p>申請地は梅ノ木自治公民館の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 4 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 83,418 m<sup>2</sup>で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上のとおり現地調査をいたしましたので報告します。</p>
議長（会長）	次に、隼人 11 を 5 番委員。
5 番委員	<p>3 号 11 番を報告します。申請地は鹿児島工業高等専門学校の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 4,737 m<sup>2</sup>で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上報告します。</p>
議長（会長）	次に、福山 12 から 15 までを 19 番に代わり 7 番委員。
7 番委員	<p>3 号 12 番から 15 番を代理報告いたします。</p> <p>まず、3 号 12 番について、現地調査は 13 番委員にお願いいたしました。申請地は内野々公</p>

	<p>民館の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は12,099㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。</p> <p>続きまして3号13番について報告します。申請地は大廻自治公民館の北東に位置し、現況は畑である。申請地の利用権は譲受人である。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,685㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号14番を報告します。申請地は大廻地区公民館の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは社会福祉事業を行っており、同施設の心身障がい者と共に農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は22,634㎡で、社会福祉事業を行っていることより、下限面積要件の不許可の例外に該当する。取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号15番について報告します。申請地は大廻地区公民館の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは医療事業を行っており、同施設の心身障がい者と共に農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,615㎡で、社会福祉事業を行っていることより、下限面積要件の不許可の例外に該当する。取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>はい。福山13、14、15については、全て果樹園です。</p> <p>それでは、報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。</p>
	<p>〔「なし」との声あり〕</p>
議長（会長）	<p>それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>〔全員挙手〕</p>
議長（会長）	<p>はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。</p>

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	<p>次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についてを議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の用途区分変更1件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。</p> <p>溝辺1を3番委員。</p>
--------	---

3 番委員	4 号 1 番について報告いたします。申出地は水尻横頭自治公民館の南に位置しており、現況は畑である。用途変更目的は堆肥舎にするものである。なお、令和 5 年 1 月 20 日に基礎工事をしてしまったというという始末書が添付されております。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われます。なお、この件につきましては、12 番委員が仕事で行かれて気付かれ、指摘を受けたものでございます。以上です。
議長（会長）	調査委員の報告が終わりました。ご意見、ご質疑等ございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了させていただきます。お諮りいたします。議案第 4 号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についての用途区分変更 1 件につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第 5 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 4 条の規定による許可申請が 1 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 隼人 1 を 17 番委員。
17 番委員	はい。5 号 1 番。申請地は上野公民館の南東に位置しており、現況は畑である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は貸瓶壺置場、貸事務所 1 棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われます。以上です。
議長（会長）	はい。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、4 月 10 日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第 6 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 5 条の規定による許可申請が 18 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1、2 を 2 番委員。
2 番委員	1 番、2 番続けて報告をいたします。 議案第 6 号 1 番。申請地は旧春山公民館の南西に位置し、現況は店舗、倉庫、駐車場である。なお、平成 23 年頃、出荷作業場、倉庫及び駐車場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当するものと思われる。転用

	<p>目的は店舗兼加工場 1 棟、出荷調整倉庫 1 棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に、議案第 6 号 2 番。申請地は上井多目的集会施設の北東に位置し、現況は田である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上のおり現地調査を実施しましたので報告いたします。</p>
議長（会長）	次に、隼人 3 を 17 番委員
17 番委員	6 号 3 番でございます。申請地は清水公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は事務所 1 棟と車置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上でございます。
議長（会長）	次に、国分 4 を 4 番委員。
4 番委員	6 号 4 番を報告いたします。申請地は松木地区公民館の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 7 区画と通路にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分 5 を 17 番委員。
17 番委員	6 号 5 番。申請地は木原小中学校の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分 6 を 18 番委員。
18 番委員	6 号 6 番を報告いたします。申請地は第三重久団地の南西に位置し、現況は不耕作であります。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われま。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われま。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われま。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われま。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺 7 を 3 番委員。
3 番委員	6 号 7 番を報告いたします。申請地は陵南小学校の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく溝辺 8 を 8 番委員。

8 番委員	6 号 8 番を報告します。申請地は竹山公民館の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告を終わります。
議長（会長）	次に、横川 9 を 12 番委員。
12 番委員	6 号 9 番を報告します。申請地は下深川集落センターの南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は資材・機材置場、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。一時転用の期間は令和 5 年 4 月 10 日から令和 6 年 12 月 27 日までで、一時転用終了後には農地に復元するという計画のため妥当だと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島 10 を 2 番委員。
2 番委員	議案第 6 号 10 番。申請地は栢田自治公民館の南に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は店舗 1 棟、一般住宅 1 棟、倉庫 2 棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上のとおり現地調査を実施しましたので報告します。
議長（会長）	次に、隼人 11、12 を 5 番委員。
5 番委員	隼人 11 番を報告します。申請地は県営隼人団地の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地の市街地近接農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 6 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 続きまして隼人 12 番を報告します。申請地は住吉公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は共同住宅 1 棟、駐車場を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告します。
議長（会長）	同じく隼人 13 から 18 まで 7 番委員。
7 番委員	6 号 13 番から 18 番を続けて報告をいたします。 まず、6 号 13 番について。申請地は西瓜川原公民館の南に位置し、現況は田である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 5 区画、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地 5 条許可地の 461 m <sup>2</sup> を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は 875 m <sup>2</sup> である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 続きまして 6 号 14 番について報告をします。申請地は新溝公民館の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。ま



	<p>た、面積超過理由書も添付されている。転用目的は宅地分譲 1 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>6 号 15 番について報告をします。申請地は高畑公民館の南東に位置し、現況は田である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 10 区画、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 6 号 16 番について報告をします。申請地は松永地区公民館の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地の 365.82 m<sup>2</sup>を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は 572.82 m<sup>2</sup>である。また、面積超過理由書も添付されています。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>6 号 17 番について報告をします。申請地は姫城地区公民館の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 6 号 18 番について報告をします。申請地は姫城地区公民館の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 1 区画、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。調査委員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
17 番委員	はい。一点だけ確認をさせていただいて良いですか。
議長（会長）	はい。17 番委員どうぞ。
17 番委員	霧島の 10 番。2,000 m <sup>2</sup> からの転用ということで、一般住宅は 500 m <sup>2</sup> ということなんですけど、店舗が入っているけど、面積超過理由書とかは。教えていただきたいんですけど。
議長（会長）	はい。事務局でできますか。
事務局	はい。店舗と併せて倉庫、駐車場、一般住宅を建てるというものです。一般住宅の面積については建築面積が 324.68 m <sup>2</sup> ということで、一般住宅の部分は 500 m <sup>2</sup> を超えていません。残りは店舗と駐車場、倉庫という形になります。
17 番委員	こういった場合は、面積超過というのは店舗は良かったんですか。
事務局	一般住宅の面積が 500 m <sup>2</sup> を超える場合は、面積超過理由書を頂いています。
17 番委員	はい。分かりました。
議長（会長）	他にないですか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので終了いたします。お諮りいたします。議案第 6 号「農地

	法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。つきましては、4 月 10 日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第 7 号 「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 7 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が 2 件提出されておりますので審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1 を 4 番委員。
4 番委員	7 号 1 番を報告いたします。申請地は松木地区公民館の北東に位置し、現況は不耕作である。転用目的は宅地分譲 7 区画と通路にするものである。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。家庭用排水は下水道を通じて流す計画のため問題はないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、隼人 2 を 7 番委員。
7 番委員	7 号 2 番について報告をいたします。申請地は西瓜川原公民館の南に位置し、現況は田である。転用目的は宅地分譲 5 区画と通路を建設するものである。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。家庭用排水は浄化槽を通じて水路に流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい。只今の報告につきまして、ご質疑・ご意見等はございますか。
	[「なし」との声あり]
議長（会長）	はい。それではご質疑等ないようですので、質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第 7 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は承認することに決定いたしました。

△ 議案第 8 号 「農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について

議長（会長）	次に、議案第 8 号「農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」についてを議題といたします。農地法第 30 条第 2 項の規定に基づき、農地の利用状況調査の結果に伴う農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について、当委員会での審議を求めます。現地調査がされておりますので調査委員の報告を求めます。 国分 1 を 2 番委員。
2 番委員	議案第 8 号 1 番について報告をいたします。申出地は玄亀庵公民館の南東に位置し、現況は再生利用が困難な農地である。農地法第 30 条第 2 項の規定に基づいた農地の利用状況調査の結果、既に森林・原野の様相を呈しているなど、農地に復元することが著しく困難で、その土地の

	周囲の状況から見て、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる。また、周囲の農地との集団性や農作業への影響は軽微であると考えられることから、農地法第2条第1項に該当しないと思われる。以上のとおり現地調査を実施しましたので報告をいたします。
議長（会長）	はい。調査委員からの報告が終わりましたが、ご質疑・ご意見等はございますか。
6番委員	はい。
議長（会長）	はい。6番委員どうぞ。
6番委員	その周りはどうな感じなんですか。隣接地とか。あの上の青いのは何ですか。
2番委員	上の方は災害の工事みたいなのをしているところです。
6番委員	隣も同じような状況ですか。
2番委員	そうです。周りも似たような感じの、ちょっと大きめの木が生えたりしているところです。ここについては、先ほど報告でもしましたように、農地に復元するには重機を用いて整地しなければいけないような状況でした。
6番委員	はい。分かりました。要は隣接地に迷惑が掛からないというか、隣接地は田、畑のままなのにそこだけというのはちょっとおかしいのではないかと思っただけのことです。周りも同じ状況なら構いません。
議長（会長）	はい。他にございませんか。
4番委員	はい。
議長（会長）	4番委員どうぞ。
4番委員	今年の利用状況調査の時に、その周りも非農地判定をとということでいいんですか。自分の地区ではあるんですけど、その周りも復元は難しいということで非農地判定でもしても良いということで。
事務局	利用状況調査をまた6月から8月に行っていただくわけですが、その時の状況で今後も農地として利用することは困難であろうというような判断になれば、非農地としていただければと思います。
4番委員	はい。
議長（会長）	他にございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	はい。それではご質疑等ないので、質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第8号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」につきましては、農地法第2条第1項の農地に該当せず、非農地であるとの判断です。このことについて賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は、農地法第2条第1項の農地に該当せず非農地とすることに決定をいたしました。 以上で、令和5年第3回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。次に、その他は何かございませんか。
8番委員	はい。
議長（会長）	はい。どうぞ。
8番委員	溝辺の推進会で話があったんですけど、中間管理機構の在り方について質問させてください。溝辺で中間管理機構が預かっている農地の受け手の方が見つからずに、契約内容の変更があったんですけど、管理機構が受け手を探さないといけないんじゃないかというところで協議に上

	<p>がったのと、もう一点が、以前から話も出てるんですけど、申請してから3ヶ月かかるというところを、農業委員会でも行っているように1か月で出来るようにできないのかというところを聞きたいです。</p>
議長（会長）	<p>はい。中間管理機構については、担当が農政畜産課の方がやってはいるんですけど、農業委員会の方でもお手伝いをしましょうということでやっておりますので、わかる範囲内で事務局。</p>
事務局	<p>はい。まず解約の件からですが、3ヶ月かかるというのは11月にみそめ館の方で中間管理機構の職員が来られた時に14番委員の方から質問をされて、その時の回答としては3か月前までに出してください。3か月かかりますよと書いてあります。3か月期間を頂かないとできませんというような回答でした。それと相手方を見つけるのは中間管理機構がすべきではないかということなんですけど、これまでいろいろ聞いた話ですが、中間管理機構はマッチングができた、借り手が見つかった土地しか引き受けないということです。それだけ件数が多くて手が回らないのかなと思っているところですが、利用状況調査において1号遊休農地と判断された農地については利用意向調査を行います。その調査項目の中に、中間管理機構を利用するという回答項目があります。その中間管理機構を利用するという回答があった場合には、中間管理機構にこれを引き受けますかというような形で打診をしますが、中間管理機構は借り手が見つかったものしか引き受けません。ですので、今の中間管理機構としては借り手を見つけるというようなことはしないとみております。今後、基盤法がバンク法に移行していく、中間管理事業に利用権が移行していくわけですが、その事務をどこで行うのか今のところ全然話に上がっていません。地域振興公社がするのか、中間管理事業は農政が受付ですので農政畜産課なのか、利用権と同様に農業委員会とするのかというのは、何もまだ決まっておられません。今後、どこが引き受けて、どういうふうなやり方をするのかという協議がもたれていく中で、今あったような声が出てますよというようなことで話をしていかなければいけないのかなと考えているところです。</p>
議長（会長）	<p>先般、県の農業会議の中でその件について会議をしたところでありましたけれども、県の農業会議としても国から何も降りてこないものだから、どうすれば良いか分からないと言ってます。そこが固まらないと何も作れないと言っております。振興公社の方がこれまでみたいな感じでバンク法を引き継いでいかないといけないんじゃないかという意見は出てましたけれども、各市町に丸投げするのは違うよねという意見は出てました。あと、受け手がいないのはやらないんだねという話でしたけれども、それも確かに問題になっていました。あと、中間管理権が設定されている期間中に受け手の方が亡くなりましたという事案が実は結構出てきてまして、亡くなったときにその農地をどうするんですかという意見も出てまして、それを担当の農業委員さんに探してくださいというお願いをせざるを得ないみたいなことも言っておりましたので、そこら辺は我々も協力していかないといけないんでしょうけれども、緊急を要する場合には探してくださいという依頼はあると思わないといけないと思います。なので、固まり次第皆様の方にはしっかりと報告はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議長（会長）	<p>他にありませんか。</p>
2番委員	<p>はい。</p>
議長（会長）	<p>はい。どうぞ。</p>
2番委員	<p>先日の推進会議の中でも話題に出たんですが、私の方にも県外から電話がありまして、河川の災害復旧のために、田んぼを一時転用で資材置場としなければならないということでありました。その時に、地権者が祖母の名義で、その子供さんたちは亡くなっていて、相続者が孫の代になって方々に居てたくさんの方の地権者で、申請を出すのに同意をもらわなければならないとい</p>

	うことで、申請に非常に時間がかかったりしてなかなか難しいということで、工事になかなかかかれないというようなことで相談を受けました。決まり上はそういうことでしていかないといけないということは分かりますが、今後、そのような問題に直面するようなこともありうると思いますので、災害復旧のための一時転用ですので、そういった場合については何らかの形で対応できるようなことができないのかなと感じましたので問題提起します。
議長（会長）	はい。良く分かりました。未相続登記の土地の件だと思いますので、そこについては一時転用がもう少しスムーズに行くような方策はないかということだと思いますので、またそこは検討させてください。
事務局	災害が発生したとき、土嚢を積んだりする応急処置の場合は転用はいらないです。本工事に入るときは入札までの期間とかがあるので、請け負った業者がちゃんと一時転用の申請を出しなさいとなっています。
2番委員	今言っているのは、災害復旧だから一時転用をしなくて良いんじゃないですかということではなくて、相続人が確定していない農地について、相続人を探しながら確定していないのを申請していくのは、なかなか時間もものすごくかかるし、そういう時に対して一時転用であれば何らかの手立てがないのかということと言っているところです。
事務局	おっしゃるのは十分わかりますが、今のところ転用で未相続地の所を法定相続人以外の方からというのはないです。
議長（会長）	はい。一応、総会の方を最後まで締めさせていただきたいと思っておりますので、その後、また何か案件があれば出していただければよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。
	〔「はい」との声あり〕
議長（会長）	それでは、その他に入っていきます。まず、推進会議の方でも議題といたしましたけれども、農地等の利用の最適化の推進に関する指針ということで、説明を事務局よりさせていただきます。お願いします。
事務局	「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更については、各地区の農地利用最適化推進会で説明し、内容について承認していただきました。それに伴い、総会において変更の承認をご審議してくださるようお願いいたします。以上です。
議長（会長）	それでは、この指針について承認を頂かなければなりませんので、皆様方にお諮りをいたします。「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）につきまして、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成であります。よって「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につきましては、承認することに決定をいたしました。 続きまして、「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の説明を事務局よりいたします。事務局。
事務局	「令和5年度最適化活動の目標の設定等」（案）については、各地区の農地利用最適化推進会で説明し、内容について承認していただきました。それに伴い、総会において変更の承認をご審議してくださるようお願いいたします。以上です。
議長（会長）	はい。この件についても承認を求められておりますので、皆様方にお諮りをいたします。「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、「令和5年度最適化活動の目標の設定等」につきましては、承認することに決定いたしました。

	<p>つきましては、今後、この指針及び目標をもとに活動してまいりますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは、その他に何かございませんか。</p>
	<p>〔「なし」との声あり〕</p>
議長（会長）	<p>それではないようですので、以上で令和 5 年第 3 回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。</p> <p>本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。</p>

閉 会 15 時 20 分